

第 8 回 総務民生文教委員会

令和 5 年 12 月 7 日 (木)	開 会 9 時 0 0 分
5 階 第 1 委員会室	閉 会 1 0 時 4 5 分

午前 9 時 00 分 開会

○委員長（三輪田幸泰君）

皆さん、おはようございます。これより令和 5 年第 8 回総務民生文教委員会を始めます。

まず、会議に入る前に、委員の皆さんにお諮りいたします。

私の体調不良により、声が大変聞き取りにくい状況であります。したがって、「瑞浪市議会委員会条例」第 12 条、「委員長職務代行」の項に、「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う」とあります。

本日の議事進行を渡邊副委員長にお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、本日の議事進行を渡邊副委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

それでは、三輪田委員長に代わり、議事を進行しますので、ご協力お願いいたします。

なお、事前に傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

ただ今から、令和 5 年第 8 回総務民生文教委員会を開会いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

本日の委員会は、部ごとに入替え制で行います。

委員の皆さんにおかれましては、執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、できるだけ簡潔な発言をお願いいたします。

また、執行部におかれては、質問等の答弁にあたって、関係する係員の入室を認めますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（三輪田幸泰君）

それでは、議第 88 号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は、着座のままで構いません。

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

おはようございます。それでは、議第88号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案集の1ページ、議案資料の1ページをご覧ください。

初めに、本条例の制定趣旨につきましてご説明をさせていただきます。

まず、都市計画税についてでございますが、都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために目的税として課税される税であります。

本市においては、都市計画用途地域、区画整理区域及び下水道事業の受益地に所在する土地、家屋に対し賦課をしております。

これまで都市計画道路や区画整理事業、下水道の整備などに充当してまいりました。しかし、近年、新規の都市計画施設の整備が少なくなり、令和4年度決算において、都市計画税に450万6,000円の余剰金が発生いたしました。

また、今後においても同様に、年度によっては余剰金が発生することが見込まれます。

一方で、将来的には都市のコンパクト化や公共施設の集約化に加えまして、過去に整備した都市計画施設の老朽化に伴う施設の更新や改修等も見込まれるところでございます。

以上のことから、本市においては、都市計画税に余剰金が生じる年度があるものの、将来的に都市計画事業等には一定の財政需要が見込まれることから、新たに基金を創設し、年度間の調整を図りながら、今後の事業に柔軟に対応していきたいと考えております。

それでは、議案資料の新旧対照表をお願いいたします。

別表中の名称「瑞浪市都市計画事業基金」、目的「都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業の経費に充てるため」を加えます。

議案集の1ページをお願いいたします。

附則におきまして、施行日を公布の日と定めます。

以上、議第88号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと教えていただきたいんですが、つい最近、加西市に視察に行かせていただいて、その加西市では、瑞浪市と同様に、下水の普及率は99.8%になったということで、都市計画税自体を廃止したんです。

今、お話を伺うと、瑞浪市も同様の状況という中で、余剰金が出る分については積み立てていくということだったと思うんですが、廃止するという選択肢は検討されなかったということではない

ですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

本市の都市計画税は制限税率で0.3%採用しております。今後、その余剰金が長期にわたって継続的に生じるような状況になった場合には、税率を見直すということも検討する必要があるかと考えておりますけども、現状においては、先ほど述べましたように、都市のコンパクト化だとか、市街地、これまで整備したものの老朽化の対策というのもございます。それが、今後、第7次総合計画の期間中にも駅周辺の再開発というような事業、大きなプロジェクトもございますので、そういったことも勘案しまして、今回、基金を創設しまして、年度間の調整を図るという結論に達しました。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

今のご回答ですと、下水関係の費用以外にも、駅北の開発などに充当されると考えてよろしいですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

現状では、計画に上がっているものは駅周辺の再開発に係る事業、最後に長期的なことに关しましても、計画はないんですけども、ただ、都市計画税を充当できるものというのは、道路だとか、駐車場だとか、あと、上下水道もそうなんですけど、ごみ焼却場だとか、学校、図書館、様々なものに充当できるものですので、今後、またそういった財政需要が生じるということも十分考えられますので、そのあたりは今の税率は見直さずに基金に積み立てるという形で考えております。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

確認ですけど、用途地域内にあるものしか適用できないということによろしいですね。

○副委員長（渡邊康弘君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

都市計画区域です。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

都市計画区域内にあるものと考え、駅北以外の施設が何か考えられるものはあるんですか。
下水とか以外で、施設として。

○副委員長（渡邊康弘君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

今、計画してる中では、具体的なものはございません。ただ、今後、必ず発生してくるものですので、そこは需要があるというふうに考えています。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

説明の中では、その余剰金云々という話がありましたけど、これは以前はほとんど余剰金というのは発生しなかった。あるいは、何年度ぐらいから始まったとかっていうのはありますか。そういう余剰金が出る。

○副委員長（渡邊康弘君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

令和3年度までは一度も余剰金が発生することはございませんでした。令和4年度の決算を行ったところ、ここで初めてなんですけども、450万円程度の余剰金が発生したという状況でございます。

○副委員長（渡邊康弘君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

令和4年度ということは、日吉地域の、要するに下水に関連して都市計画税がちょっと増えたという部分もありますけど、それが大きい原因なんじゃないかな。

○副委員長（渡邊康弘君）

総務課長 近藤正史君。

○総務課長（近藤正史君）

そちらというよりも、下水の面整備が終了しまして、それに伴って、市債を借りて、今まで元利償還金に充てておったんですけど、その元利償還金が徐々に減ってきたというのが主な要因となっております。

○2番（榛葉利広君）

ありがとうございます。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第88号 瑞浪市積立基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第88号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第89号 瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

おはようございます。それでは、議第89号 瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の2ページ、議案資料の3ページをお願いいたします。

瑞浪市内部組織設置条例等の一部改正は、第7次瑞浪市総合計画では、子育て支援、シティプロモーションを重点施策とすると共に、協働の取り組みについても第6次総合計画に引き続き、横断的に推進することとしております。

これらを円滑に推進できる体制に再編するため、本条例等を改正するものです。

また、本改正では、市民により分かりやすい組織とするため、部課等の名称の変更を行うことから、関連する3つの条例について、併せて条建てで改正を行います。

それでは、議案資料3ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条、瑞浪市内部組織設置条例の一部改正は、「まちづくり推進部」を「みずなみ未来部」に、「民生部」を「健康福祉部」に部の名称を改正するものです。

みずなみ未来部では、これまでまちづくり推進部で推進してきた市民協働や、移住定住施策を継続し、更に地域の魅力をオール瑞浪で発信するシティプロモーションを行います。

また、教育委員会より、生涯学習、スポーツ、歴史・文化に関する分野の権限を移譲し、市長部局にて総合的かつ一体的に整備することで、効果的な推進を図ります。

瑞浪市に関わる全ての人と協働して未来をつくり、次世代を担う若者に引き継いでいける持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

こうした人口減少対策、地域活性化に資する地方創生施策を効率的かつ積極的に展開する組織体制とするため、名称を改正するものです。

「健康福祉部」では、現行の民生部に引き続き、子育て支援や地域医療、地域福祉、障害者福祉、高齢者福祉などに取り組みます。より市民に分かりやすい名称に改正するものです。

第2条、各部の分掌事務につきましては、総務部はまちづくり推進部から防災及び危機管理に関すること、生活安全に関すること、交通安全対策に関することを移管し、施策の総合調整に関すること、情報推進に関すること、広聴広報に関すること、統計に関することを「みずなみ未来部」へ移管します。

「みずなみ未来部」は、新たに人口減少に関すること、シティプロモーションに関すること、市民相談に関することを追加します。そのほか、教育委員会の事務であった生涯学習に関すること、スポーツ及び歴史・文化に関することを追加いたします。

これは現在、教育委員会が管理・執行しています、生涯学習、文化・スポーツ等の分野に関する事務について、人づくり、地域づくりの観点から、市長部局にて総合的かつ一体的に整理することで、効果的な推進を図るために新たに追加するものです。

「健康福祉部」は、新たに子育てに関すること、地域医療に関することを追加します。

「経済部」は、新たに公共交通に関することを追加します。

各分掌事務に新たに追加したものは、分掌事務に明確に位置づけることで、その事業の推進力とするためであります。

続きまして、第2条の瑞浪市議会委員会条例の一部改正は、第2条第2項の総務民生文教委員会の所管事項の欄中、「まちづくり推進部」を「みずなみ未来部」に、「民生部」を「健康福祉部」に、「会計室」を「会計課」に改めるものです。

第3条、瑞浪市まちづくり条例審議会設置条例の一部改正は、第7条中、「まちづくり推進部」を「みずなみ未来部」に改めるものです。

第4条、瑞浪市防災会議条例及び、第5条、瑞浪市生活安全条例の一部改正は、それぞれ第7条中、第8条中、「生活安全課」を「危機管理課」に改めるものです。

第6条、瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正は、第7条中、「子育て支援課」を「こども家庭課」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものとございます。

以上で、議第89号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

第7次総合計画の案を見させてもらうと、この中に横断的な取り組みをしますということで、5つの項目が書かれていると思うんですけど、SDGs、DX・GX、シティプロモーション、行革、協働の推進だと思います。

これは横断的なものですから、どこが担当するか、どこが主となってやるかをちょっとお伺いしたいなと思うところで、ある程度、責任がないとその事業というのは進まないものですから、そのあたりを、この中でどの部が担当するのか、どの課が担当するのかを分かる範囲で教えていただきたいなと思います。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

今後、組織のほうで明確にそのあたりを位置づけてまいりますけれども、部の単位でご説明をいたします。

みずなみ未来部がSDGs、DX、シティプロモーション、行政改革、協働の推進で、DX・GXは人づくりなんですけれども、GXについては、主に経済部が担当になろうかと思います。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

ちょっとよろしいですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

今の質問で、委員からも最初にありましたように、横断的な形の視点というものですので、当然これ全部の部課が意識して取り組むべきというふうになりますので、その辺だけご承知ください。

今、課長から申し上げたところですが、主にということでご理解いただきたいと思いますし、みずなみ未来部に施策の総合調整に関することという項目があります。これはいわゆる企画政策課が今まで担ってきたものなんですけれども、おそらくそういう、この意味合いはそういったことを全て調整していくということになるところなので、主にここのみずなみ未来課が所管するような形とはなります。

瑞浪市全体で今の横断的視点は必要な視点なので、どの施策を行うときにも常に意識しながら取り組むという方向性を、総合計画の中では明示したものというふうにご理解いただいて、今の説明はそれを一応束ねるところとしての組織ということでご理解いただければと思いますので、お願い

いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ご回答ありがとうございました。説明を伺うと、GX以外についてはみずなみ未来部になるのかなということで、先ほど、理事（兼）総務部長がご説明いただいたように、どの課も取り組むぞということなんですけど、全体のバランスを見させてもらおうと、やっぱりみずなみ未来部の業務量が多くなり過ぎないのかなというのが心配なんですけど、そのあたりのことはどのように検討なされたんでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

ただ今、理事（兼）総務部長からも答弁がありましたとおり、市役所全体で進めていく視点ということで、分野横断的な視点を5つ設けておりますけれども、みずなみ未来部が主になっても、旗振り役ですかね、そういった意味ではみずなみ未来部に集中しておりますが、実際の実務につきましては、それこそ市全体でやっていく必要があるものですから、限られた人員の中で適材適所で配置できるようにしていきたいと思っております。

○副委員長（渡邊康弘君）

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

ちょっと補足のような形で申し上げますけれども、見ていただいた感じで、確かにみずなみ未来部というところにいろんなものが集中してきているのではないかな。いわゆる教育委員会から持ってきてる部分があるので、そう感じられると思います。

業務のことの中につきましては、これは我々のほうで人事の組織も含めてですけれども、きちんと対応して取り組んでまいりますので、またそのところを見ていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第89号 瑞浪市内部組織設置条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第89号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第90号 瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

それでは、議第90号 瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案集の5ページ、議案資料の6ページをお願いいたします。

本条例の制定は、令和6年4月1日からの組織再編を実施するにあたりまして、現在、教育委員会が管理執行しております生涯学習、文化・スポーツ等の分野に関する事務について、人づくり、地域づくりの観点から、市長部局にて、総合的かつ一体的に整備することで、効果的な推進を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1項の規定に基づき、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務を定めるため、条文の整備を行うものです。

それでは、議案集5ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を定めます。

第2条では、瑞浪市民図書館、瑞浪市公民館、瑞浪市陶磁資料館、瑞浪市化石博物館、瑞浪市市之瀬廣太記念美術館を特定社会教育機関として定めます。

第3条は、職務権限の対応として、市長が教育に関する事務を管理し、及び執行することを定めます。

第2条に規定する特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事、学校における体育に関する事を除くスポーツに関する事、文化に関する事、文化財の保護に関する事を職務権限の特例として定めます。

附則第1条では、本条例の施行日を令和6年4月1日といたします。

附則第2条は、経過措置として本条例の施行の際、教育委員会が行った処分または本条例の施行の日前に教育委員会に対して行われた申請等で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行す

る事務については、施行日以後は市長が行った処分または市長に対して行われた申請等を見直すことを定めます。

次の附則第3条から附則第12条までは、議案資料6ページの新旧対照表で説明をいたします。
議案資料をお願いいたします。

附則第3条、瑞浪市職員定数条例の一部改正は、第2条表中、市長の事務部局の定数「280人」を「298人」に改め、教育委員会の事務部局の定数「81人」を「65人」に改めます。

以下、6ページ中段の附則第4条は、瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正、7ページの附則第5条は、瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正、10ページの附則第6条は、瑞浪市文化財保護条例の一部改正、11ページ下段からの附則第7条は、瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正、14ページ中段の附則第8条は、瑞浪市民弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正、15ページからの第9条は、瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正、17ページからの第10条は、瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正、19ページ上段の附則第11条は、瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正、20ページ中段の第12条は、瑞浪市日吉スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正、それぞれ記載の条項中及び別表中の「教育委員会」を「市長」に改めます。

ただし、10ページの附則第6条、瑞浪市文化財保護条例の一部改正では、11ページ、第18条の「教育委員会」を「規則」に改め、14ページの附則第8条、瑞浪市民弓道場の設置及び管理に関する条例の一部改正では、第10条の「教育委員会」を削除いたします。

以上で、議第90号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

そもそも論ですけど、今回、学校施設以外の施設が市長部局になるということですよ。これを行う狙いはどこにあるんですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

現在、教育委員会の会議に出向しておりますけれども、生涯学習とか文化・スポーツ等の分野に関する事務について、それを市長部局に移管することで、人づくりや地域づくりの観点から、一体的に、総合的に整理することができる。効果的な推進を図ることが狙いでございます。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

確認ですけど、これ教育財産も当然、市長部局のほうになるということですよね。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

お見込みのとおりです。

○副委員長（渡邊康弘君）

3番 福永泰子君。

○3番（福永泰子君）

先ほどの棚町委員の質問と同じなんですけど、私、具体的にイメージできなかったもので、再度質問みたいな形になってしまうんですけど、一体的に整備することができるようになることが今回の狙いということでしたが、何か具体的に、公民館だったりとかが市長部局に移ることで、こういった効果が認められるというふうにお考えで、今回、いいとされるのかということをお教えいただけますか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

まずはスピード感であったり、一つに集約、市長部局に集約できるわけですので、そのあたりで、今より効果的になるものだとということで、教育委員会から市長部局のほうに移管します。

一番上の指示系統が市長に一本化されることで、そのあたりで総合的、一体的に整備するということで、我々、行政にとっても、市民の皆様にとっても、効果的・効率的な運営ができるんじゃないかなというふうに考えます。

○副委員長（渡邊康弘君）

3番 福永泰子君。

○3番（福永泰子君）

ありがとうございます。スピード感ですけど、これは、例えば、市民の意見が反映されるのが早い、市民がこうしてほしいような要望とかが反映されるのが早いといった意味のスピード感っていう捉え方でよろしいでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

現在、教育委員会で管理、執行しているものについても、スピード感を持ってやっておりますが、市民の意見はもちろん、現在でも反映できるものは反映して運営しています。更に市長部局に一体的に整理することで、今現在と変わりはありませんけれども、一本化されますので、そのあたりは効果的・効率的になるのかなということで、市民の皆様の意見を反映できるのは、今と一緒のよう

に反映しております。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

6 番 加藤輔之君。

○6 番（加藤輔之君）

スピード感ということですけど、現状の事務上で一つ手間が省けるとか、早くなるとか、そういうことはあるんですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

行政の取り組みの流れの一つではありますが、今現在、教育委員会で管理、執行しておりますものについては、教育委員会にまず諮る必要がございます。まずそこで、意見を審議、出していくというステップが入って、更にそこを経て、市役所全体でも決定をされるというような流れになるんですが、今度、市長部局に移ることによりまして、その教育委員会に諮るという部分が、市長が判断することになりますので、その事務の手続が変わってくるというところが大きいのかなと思います。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

3 番 福永泰子君。

○3 番（福永泰子君）

今度は教育委員会から市長部局に移るということで、教育委員会に諮るという手続が一つ減るということは納得したんですが、特にこういった5項の、例えば、施設においては、運営方法だったり、そういった方針的なものが大きく変わるわけではないという認識で、ただ部局が変わるだけで、内容的には大きく変わることはないという認識でよろしいでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

お見込みのとおりです。

○副委員長（渡邊康弘君）

7 番 棚町 潤君。

○7 番（棚町 潤君）

僕は逆に変わるのかなと思ったんですけど、文化財についても、教育財産から市長部局になるという認識なのかなと思ってたので、シティプロモーションだったり、いろんなことに活用されるのかなと思っておったんですけど、そういった方向性は、従来どおりに積極的に導入していくというわけではなくて、今までどおりということですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

現在でも教育委員会の地域資源であったり、魅力については、シティプロモーション基本方針の中にしっかりと入ってるんですけども、それを更に、今回、第7次瑞浪市総合計画の重点施策の一つとして位置づけておりますので、そのシティプロモーションのところで、今以上の発信が、今でもそれに取り組んでおりますけれども、そのあたりは引き続き、すごく大きく教育委員会部局のものが市長部局にきたことで大きな変更というものはありませんが、シティプロモーションを強化して情報発信を強化したいというところについては、これまで以上に第7次総合計画で推進していきますので、ご理解いただきたいと思います。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

同様のところなんですけど、やっぱり文化財の保護は、私も地元文化財を抱えているものから、気になるところでありまして、今まで教育委員会の管轄の下、保護をしていただいていたんですけど、課が変わるんじゃないですか、これ。文化財に関しての。それも変わらずというか、同様に取り扱いってもらえるということでいいですね。

○副委員長（渡邊康弘君）

企画政策課長 加藤 昇君。

○企画政策課長（加藤 昇君）

はい、そうです。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

ちょっといいですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

理事（兼）総務部長 正村和英君。

○理事（兼）総務部長（正村和英君）

先ほどの機構改革、組織のこともありますが、今まででも社会教育というか、生涯学習的な、公民館的なところと、まちづくりですとか、地域活動ですとか、そういったところの垣根が、ずっとこの何年間かで変わってきて、そういう活用というのが一つ注目されて、観光的な活用であったり、まちづくりのその進行であったりというような方面に動いてきています。

国も同じことを考えてるわけで、こういう法律の改正があって、それを市長部局に移すことができるような規定、法律に変わってるわけですね。各市においても同じような取り組み、県においても同じような取り組みがされてきてますので、何か大きく変わるというよりは、既にもう変わってる現状があって、それを更にうまく使って、今の文化財も守るということもあるし、それを皆さん

に知っていただいて、活用するという視点もあるわけなので、そういったところをしっかりと取り組んでいくために、今回、組織の改正も含めて、社会教育の部門を市長部局に移して、より、当然、守るべきものは守りますけれども、活用していくものはしっかり活用、より活用できるような方向で考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第90号 瑞浪市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第90号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第91号 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

おはようございます。議第91号 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

議案集8ページ、議案資料23ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例改正の概要についてご説明をさせていただきます。

昨今、採用が困難となっております獣医師の採用を促進するため、獣医師に係る手当の内容を改め、処遇の改善を図るための所要の改正となっております。

それでは、議案資料23ページの新旧対照表をご覧ください。

同条例第8条に規定されております初任給調整手当の支給対象に、第2項として「獣医師、その他これに準ずる職員」を追加し、支給期間につきましては採用の日から20年、支給金額につきましては月額5万円を上限として、1年ごとに減額しながら、初任給手当を支給するというものでございます。

それでは、議案集8ページをお願いいたします。

附則におきまして、本条例の施行日を令和6年4月1日としております。

以上で、議第91号 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

3番 福永泰子君。

○3番（福永泰子君）

こちらは5万円以内と、金額が出てるんですけども、この金額の元になるというか、これを算出された基準になるものが何かあれば教えていただけますでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

参考にさせていただいた事例といたしましては、岐阜県が令和3年度から、それから、飛騨市が令和4年度から、それぞれ5万5,000から6万円のこういった初任給調整手当の支給をするという条例改正を行っております。

自治体の規模ですとか、そういったものも勘案して5万円という数字を出させていただいております。

以上です。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

いろんな資料を見ますと、獣医師は昇進が遅いというような課題が書かれているんですけど、瑞浪市では当たらない。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

私が把握している限り、獣医師だから遅いとか、早いとかはないというふうに認識しております。

○副委員長（渡邊康弘君）

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

もう一つは、最近はやっぱ豚の病気とか、鳥インフルエンザとか、いろんなことで仕事が過酷になっているということがあると思うんですけど、やっぱりそういう肉体的に厳しいという声もあるんじゃないでしょうか。瑞浪市で。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

もともと市の獣医師の方ですと、家畜のいわゆる臨床の部分ですとか、今、委員がおっしゃったように、豚の病気とかということもあるだろうと思いますけれども、うちも令和3年度から随時募集に切り替えておりまして、手を挙げていただいたタイミングでということにはなっておりますが、なかなか応募はあるんだけど、辞退とか、そもそもその年度は応募が全くないとかっていう状況もありまして、おそらく全体の絶対数も減ってきてるのもありますので、決して仕事の過酷さだったりとかが原因ではないのかなとは思っておりますけれども、そもそも獣医師を目指す方の絶対数が減ってきているというのが一つの原因かなというふうに感じてます。

以上です。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

4番 奥村一仁君。

○4番（奥村一仁君）

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけど、この改正というのは、もともと獣医師の給与が少し低くて、一般職の方々と合わせるための改正なのか、そうではなくて、今、大体一緒なんですけれども、それより獣医師を給料として高くするための改正なのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

もともとは瑞浪市の初任給が比較的低い水準にある中で、瑞浪市によそから来ていただくというところの中で、どうしても自治体を選ぶ条件の一つとして、やっぱり給与という問題は避けては通れないところになると思うので、その辺の、いわゆる、先ほどもちょっと申し上げたように、処遇の改善を図るところが今回の条例改正の目的の一つになります。

以上です。

○副委員長（渡邊康弘君）

4番 奥村一仁君。

○4番（奥村一仁君）

そうすると、公平性という観点から考えると、例えば、個人的には、保育士さんなんかもっと給料を上げたらいいんじゃないかというふうに考えてますけど、例えば、職業の公平性とか、そういうことから考えると、獣医師さんだけ人手不足ということもありますけど、そこだけ給料を上げて、保育士さんも人手不足というのがありますけど、給料は特に変わらないという、その辺の公平性というのはどのように考えますか。そもそも比べるものじゃないことなのか、その辺をちょっと教えていただけるとありがたいです。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

いろんなご意見もあるかと思いますが、今回につきましては、獣医師がかなり、瑞浪市の特性上、やっぱり企業養鶏が点在しております。200万羽の養鶏がされておる、また、養豚場もあるということで、獣医師の確保というのは喫緊の課題になっておりますので、そういったところからも、今回、獣医師に限ってのことになりますけれども、手当を改めて処遇の改善を図るということで考えていますので、よろしくお願いします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと参考までにお伺いするんですけど、今、何名の獣医師さんがいらっしゃって、何名募集しているんですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

獣医師は、任期付きの職員が1名おります。

それで、先ほどちょっと申し上げましたように、獣医師の募集については、通常の一般職員のように年に1回、7月頃に試験をやっておりますが、それ以外に、随時募集に令和3年から切り替えて、ずっとホームページ等でも募集をしています。

先ほど申し上げましたように、令和3年度につきましては、1名応募がありましたけど辞退されております。令和4年度は応募者がありません。今年度は1名応募がありましたけど、辞退されるということで、なかなか新たな獣医師の職員の採用には至っていないというのが現状でございます。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

何名募集されてるんですか。別に上限はないということですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

まずは1名。とにかく、まず来ていただきたいと思っております。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第91号 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第91号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

引き続き、よろしくお願いいたします。議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案集の9ページ、議案資料の24ページをお願いいたします。

初めに、今回の条例制定の概要について説明をさせていただきます。

今回の改正は、民間給与との格差から、令和5年8月7日に出されました人事院勧告に準拠しまして、本年度の給与水準を平均1.1%引き上げる改正、職員の期末勤勉手当をそれぞれ0.05カ月引

き上げる改正、特別職及び瑞浪市議会議員の期末手当の支給割合をそれぞれ0.1カ月引き上げる改正、及び令和6年度以降の期末勤勉手当の支給割合を平準化するための改正でございます。

本条例の改正につきましては、関連する5つの条例の一部改正を10条建てで一括して行うものですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案資料24ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条は、瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

同条例第18条第2項に規定されております期末手当の総額に係る支給割合につきまして、「100分の5」引き上げます。本年度は12月支給分に配分し、一般職員にあっては、支給割合を「100分の125」、特定管理職員にあっては「100分の105」といたします。

同条第3項に規定されております定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合につきましては、「100分の5」引き上げ、それぞれ「100分の70」、「100分の60」といたします。

また、同条例第19条第2項第1号に規定されております勤勉手当の総額に係る支給割合につきましては、「100分の5」引き上げます。本年度は同じく12月支給分に配分し、一般職員にあっては、支給割合を「100分の105」、特定管理職員にあっては「100分の125」といたします。

同項第2号に規定されております定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合につきましては、「100分の5」引き上げ、それぞれ「100分の50」、「100分の60」とするものでございます。

次に、25ページ、中段以降の別表第1、30ページ中段以降の別表第2の改正については、給与月額を平均約1.1%の引き上げを行うための改正でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

第2条は、瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

同条例第5条第2項に規定されております特別職の期末手当の支給割合を「100分の10」引き上げます。本年度は12月支給分に配分することとし、支給割合を「100分の227.5」とするものでございます。

第3条は、瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

同条例第9条第2項に規定されております特定任期付職員の期末手当の支給割合を「100分の10」引き上げ、本年度は12月支給分に配分することとし、支給割合を「100分の230」とするものでございます。

また、37ページ中段の別表第1につきましては、行政職俸給表第一との均衡を基本に改正を行っております。

続いて、第4条でございます。第4条は、瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

同条例第22条第1項中に引用されております給与条例第18条中の文言について整理を行うものでございます。

続いて、38ページをご覧ください。

第5条につきましては、瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

同条例第5条第2項に規定されております期末手当の支給割合について、本年8月の人事院勧告に準拠し、「100分の10」引き上げ、本年度は12月支給分に配分することとし、支給割合を「100分の227.5」といたします。

続きまして、第6条以降につきましては、令和6年4月1日以降の支給に係る改正の説明となります。

それでは、同じく議案資料38ページをお願いします。

第6条は、瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。令和6年4月1日以降の期末勤勉手当の支給割合につきまして、6月及び12月の支給割合が均等となるように改正するものでございます。

同条例中第18条第2項第1号に規定されております期末手当の支給割合を、一般職員にあっては「100分の122.5」、特定管理職員にあっては「100分の102.5」とするものでございます。

同条例第3項に規定の定年前再任用短時間勤務職員の支給割合につきましては、「100分の68.75」、「100分の58.75」といたします。

また、同条中第18条第2項第1号に規定の勤勉手当の支給割合を、一般職員にあっては「100分の102.5」に、特定管理職員によっては「100分の122.5」にするものでございます。

同項第2号に規定の定年前再任用短時間勤務職員の支給割合につきましては、それぞれ「100分の48.75」、「100分の58.75」とするものでございます。

続いて、39ページをお願いいたします。

第7条、瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても、令和6年4月1日以降の特別職の期末手当の支給割合を、6月及び12月の支給割合と均等となるように、同条第5条第2項に規定されております支給割合をそれぞれ「100分の222.5」とするものでございます。

第8条、瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。令和6年4月1日以降の同条例第9条第2項に規定されております期末手当について、6月、12月の支給割合が均等となるように、支給割合を「100分の220」、「100分の225」とするものでございます。

続いて、40ページをお願いいたします。

第9条につきましては、瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。同条例第22条第1項中に運用されております給与条例中の文言について、今回の改正により、整備を行うものでございます。

第10条では、令和6年4月1日以降の瑞浪市議会議員の期末手当の支給割合について、6月、12月の支給割合が均等となりますよう、同条例第5条第2項に規定されております支給割合について、「100分の222.5」とするものでございます。

それでは、議案集の20ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項につきまして、施行日を公布の日とします。ただし、第6条から第10条の規定につきましては、令和6年4月1日といたします。

第2項におきまして、改正条例第1条中の行政職給料表一及び二の改正、同3条中の特定任期付職員給料表の改正につきましては、令和5年4月1日に遡及して適用することといたします。

第3項におきまして、改正条例第1条中の期末勤勉手当の改正を、同第2条中の特別職の期末手当の改正、同3条中の任期付職員の期末手当の改正、及び第5条中の瑞浪市議会議員の期末手当の改正につきましては、令和5年10月1日に遡及して適用することとしております。

第4項におきましては、改正条例第1条の規定を適用する場合、改正前の規定に基づいて支給された給与につきましては、改正後の給与の規定による給与の内払いにみなすことを規定しております。

以下、第5項、第6項及び第7項におきましても、それぞれ瑞浪市特別職の職員、任期付職員及び瑞浪市議会議員にかかる改正後の条例の規定を適用する場合、改正前に規定に基づいて支給された給与につきましては、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすことを規定しているところでございます。

第8項については、条例の施行について必要な事項は、市の規則に定めることを規定しております。

以上で、議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

これは賞与については例年どおりと思うんですけど、議会閉会後に調整して、差額が追加で支払われることになってると思うんですけど、これは初日議決しても良かったんじゃないかと思ったんですけど、そういったことは考えられなかったんですか。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

例年ですと、これが、たまたま今回の人事院勧告は増額ということですので、一たん、お支払いをさせていただいた後、差額を追加で支給をするということが出来ます。ただ、これが減額となりますと、一たん、お支払いしたのから、皆さんから、要は戻してもらような事態が発生するといけないので、そういった場合は初日議決で減額の議決をいただいて、実際の支給日には減額後で

支給をさせていただくということはしておりますけれども、増額につきましては、今の附則でも規定をさせていただいているとおり、給与の内払いということが出来ますので、現行のとおりの方法を取ってます。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ちょっと確認ですけど、給与振り込みは手数料はかからないということですよね。

○副委員長（渡邊康弘君）

秘書課長 加納宏樹君。

○秘書課長（加納宏樹君）

かかっております。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

それでは、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第92号 瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第92号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

ここで、暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に執行部の入替えを行います。

休憩時間は、10時15分までといたします。

午前10時04分 休憩

○副委員長（渡邊康弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、傍聴の申出がありましたので、それを許可いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第93号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着座のままで構いません。

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

おはようございます。それでは、議第93号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の23ページ、議案資料の42ページをお願いします。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布による改正です。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。

第15条第1項第2号中、同条第10項に改めるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第11項が同条第10項に改正されたことを受けて改めております。

第36条第3項は、特別利用教育を提供する場合における条文の整理を行うために、読み替えの規定を追加しております。

議案集23ページをお願いします。

附則において、この条例の施行日を公布の日としております。

以上、議第93号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

大変初歩的なことをお聞きして申し訳ないですけど、特別利用教育という言葉が出てきますけど、これの定義というのか、どういうものが当たるのかということを教えてください。

○副委員長（渡邊康弘君）

民生部次長 藤本敏子君。

○民生部次長（藤本敏子君）

就学前に集団保育を体験させたいけれども、身近な地域に利用可能な幼稚園がなくて、保育所を利用する理由もない。保育所だと64時間というのがありますが、この就労もないといったご家庭のために、例外的に地域の保育所を利用できるようにする、これがこの特別利用教育という形になります。

瑞浪市においては、幼保一体化を進めておりますので、こういう特別利用教育の利用はございません。

○2番（榛葉利広君）

ありがとうございました。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第93号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第93号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第94号 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

それでは、議第94号 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の24ページ、議案資料の44ページをお願いいたします。

今回の改正は、子どもの福祉の向上と子育て世帯に対する支援の一環として、乳幼児等に対する福祉医療費助成の対象を現行の「15歳に達する年度末まで」から「18歳に達する年度末まで」に拡大するための所要の改正でございます。

併せて、文言を整理するための改正を行います。

新旧対照表をお願いいたします。

第2条第1項、福祉医療費助成対象者の定義について、第1号、乳幼児等の定義、「15歳に達する日以降」を「18歳に達する日以後」に改めます。

第3号の改正は、文言を整理するものです。

第3条、受給資格者は、文言の整理を行うもので、受給資格者の範囲に実質的な変更はございません。

議案集24ページをお願いします。

附則第1項、施行期日は令和6年4月1日です。ただし、対象拡大に係る準備行為については、次のページ、附則第3項の規定により、本条例の公布の日から実施可能とします。

前の24ページに戻りまして、附則第2項では、拡大の対象となる助成及び支給についての経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦勞様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

これは高校生までの医療費無料の件だと思うんですけど、事務的なことをちょっと確認させていただきたいと思います。

まず、今までと同様に、福祉医療費受給者証というものが発行されて、中学生までと同様に医療費無料というサービスが受けられるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

委員のおっしゃるとおりです。受給者証の交付をさせていただいて、県内については、現物給付といって、それを見れば窓口での負担がない。県外については、一たん支払っていただいて、後から申請によりお返しするという格好になります。変更前と扱いは同じでございます。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

福祉受給者証は年更新していくとか、健康保険証の発行時期に更新していくのかなと思うんですけど、これ特別な手続は来年度、必要になってくるんでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

乳児医療の受給者証につきましては、県の補助事業である未就学児と、それから、市の単独事業である小学校に上がってからというときに切り替えがあります。

小学校の切り替えがあったときからは、今の場合ですと、中学校の卒業の年度までを、ずっと有効期限が続いてるものですから、乳幼児については年々の更新というものはありません。今回の拡大につきましては、新たに対象となる方については、こちらのほうから申請書をお送りして、申請いただいた上で受給者証を交付するという格好になる予定でございます。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

2番 榛葉利広君。

○2番（榛葉利広君）

44ページの一冊最後の部分なんですけど、要するに、「ただし」の部分から、乳幼児等については、その云々とあって、母子家庭の場合は母、または養育者というようなことが続きますけど、これ今回、削除されておるといのは、どういう理由なのか教えてください。必要なような気がするんですけど。

○副委員長（渡邊康弘君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

実はこちらのほうが、次の第3条の2というところ、受給者というのがあるんですが、そちらで規定されているものと、実質的に重複しているんです。ですので、今回、整理をさせていただいて、このようなこととさせていただきました。

○2番（榛葉利広君）

分かりました。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

これも事務的なことですけど、周知ですね。どのように行われるのかというのを教えてください。

○副委員長（渡邊康弘君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

こちらでは、この議会で議決をいただきましたが、来年1月には医師会へ協力依頼をさせていただくことと、あと、広報の2月号で市民の方へは広報させていただく予定です。あとは、新たに対象になる方については、申請書をお送りする際に制度の案内をさせていただく予定であります。ホームページに掲載もさせていただきます。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

今のお話ですと、申請をしてもらって初めて受給者証がいただけるということなんですけど、例えば、申請忘れをしていましたと。4月になっても忘れてましたとなった場合、過去に遡って医療費を返還してもらえるのでしょうか。

○副委員長（渡邊康弘君）

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

大丈夫です。未就学児から、県の補助事業から市の単独事業に変わったときについても、必ずその4月1日までに皆さんが申請されるかという、そうでもないんですけども、こちらからも再三、こういう手続が遅れてますよというご案内はしておりますし、ちょっと遅れた場合についても、後から払い戻しの制度がありますので、大丈夫です。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結します。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第94号 瑞浪市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第94号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第109号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

保険年金課長 鈴木友恵君。

○保険年金課長（鈴木友恵君）

続きまして、議第109号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

追加上程分の議案書の1ページ、議案資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の成立により、国民健康保険料の産前・産後免除制度が創設されたことから、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、出産する被保険者に係る産前・産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除すること、また、その免除相当額を一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れることについて、これを整備するものでございます。

議案集の1ページ、新旧対照表により説明いたします。

最上段、目次中、「第25条の3」を「第25条の4」に改めるものが、第6章の末尾に、出産被保険者に関する届け出の規定を追加することによるものです。

第11条の3中、第24条の4の追加は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の規定に、出産被保険者の保険料の減額に関する規定を加える改正でございます。

同条第2号、エ中、第72条の3の3、第1項の追加は、出産被保険者の保険料減額相当分を一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れることについての規定を加えるものです。

2ページをご覧ください。

第13条の改正は、地方税法の一部改正に伴う条ずれに対応するものでございます。

3ページをお願いします。

第15章の6の2、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額及び、第15条の7、介護納付金賦課総額における改正は、第11条の3の改正内容と同様に、出産被保険者の保険料の減額と減額相当分を一般会計から国民健康保険事業特別会計に繰り入れる規定をそれぞれ追加するものでございます。

4ページ、第18条の改正は、賦課期日後において、納付義務の発生、消滅または被保険者数の移動等があった場合の規定に、未就学児の被保険者均等割額の減額及び出産被保険者の保険料の減額についての規定を追加するものでございます。

5 ページから 6 ページにかけての第20条の改正は、地方税法の一部改正に伴う条ずれに対応するものでございます。

7 ページ、最後、20条の 3 の改正は、語句の整理によるものです。

7 ページの下部、第20条の 4 は、出産被保険者の保険料の減額について規定を追加するものでございます。

7 ページから 8 ページにかけての第 1 項から第 4 項は単胎妊娠の場合、出産予定月または出産月の前月から、出産予定月または出産月の翌々月までの 4 カ月間、双子などの多胎妊娠の場合には、3 カ月前から出産予定月、または出産月の翌々月までの 6 カ月間、出産する被保険者の所得割額と均等割額を免除する規定でございます。

8 ページの下部から 9 ページにかけての第 5 項から第 8 項は、低所得者の保険料の減額の適用がある場合について、及び端数調整についての規定でございます。

低所得者軽減が適用されている世帯に属する出産被保険者については、軽減後の均等割の額から免除対象月の均等割保険料を減額することが規定されてございます。

9 ページ下部から10ページにかけての第25章の 4 は、出産被保険者に関する届け出について規定を追加するものでございます。

第 1 項及び第 2 項では、届け書の記載事項と添付書類について、次のページ、第 3 項で、届け出は出産予定日の 6 カ月前から可能であることが規定されております。

第 4 項は、第 1 項、第 2 項の届け出について、省略できる場合の規定でございます。

議案集の 6 ページをお願いします。

附則、第 1 項で、施行期日を令和 6 年 1 月 1 日とし、第 2 項では、経過措置を定めております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第109号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第109号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

ここで、暫時休憩をいたします。

なお、休憩中に執行部の入替えをいたします。

休憩時間は、入替え時間のみといたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○副委員長（渡邊康弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第101号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

説明は着座のままで構いません。

社会教育課長 奥谷ひとみ君。

○社会教育課長（奥谷ひとみ君）

それでは、議第101号 指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案集36ページをお願いいたします。

「地方自治法」第244条の2第3項の規定に基づく「瑞浪市稲津公民館」の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、「瑞浪市稲津公民館」。

指定管理者の名称は、瑞浪市稲津町小里697番地の1、特定非営利活動法人、明日の稲津を築くまちづくり推進協議会、理事長 勝股清治氏でございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

稲津公民館は、平成21年度に指定管理者制度を導入し、まちづくり組織による公民館運営を開始しております。現在、3期15年目となっており、今年度をもちまして、第3期、5年間の指定管理が満了となります。

今回も前回と同様、非公募でまちづくり推進協議会を指定するものでございます。

非公募とした理由につきましては、指定管理者制度運用の方針における非公募の基準、「専ら地

域の住民が利用する施設であり、地域団体などが施設の運営受託に意思のある場合」に該当するためです。

稲津公民館では、長年にわたって築いてきた伝統を守りつつ、新しい企画にも挑戦し、町民のニーズに応えられるよう、様々な公民館活動を行っています。特にこの数年は、コロナ禍で中断、停滞した各活動の再開、復活に取り組むと共に、タイムリーな情報発信を行いながら、公民館の更なる利用促進を図っております。

直近の指定管理期間に係る総合評価では、地域交流や生涯学習の拠点としての公民館の役割をしっかりと認識し、地域に根づいた公民館として機能している点や、まちづくり組織が指定管理者であることのメリットを生かし、地域で一体感を持って、多くの事業を実施している点を高く評価しています。

今後、更なる推進が期待されるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動、多文化共生等の各種政策においても、地域と学校、人と人をつなぐ役割が重要であるため、引き続き、まちづくり組織の力をお借りしながら、共に地域づくり、人づくりを行っていく必要があると考えています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第101号 指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第101号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

次に、議第102号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

社会教育課長 奥谷ひとみ君。

○社会教育課長（奥谷ひとみ君）

続きまして、第102号 指定管理者の指定について説明させていただきます。

議案集37ページをお願いいたします。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく「瑞浪市日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設」の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、「瑞浪市日吉公民館及び瑞浪北部多目的研修集会施設」。

指定管理者の名称は、瑞浪市日吉町4093番地の2、日吉町まちづくり推進協議会、会長 渡邊俊美氏でございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間です。

稲津公民館と同様、平成21年度に指定管理者制度を導入し、まちづくり組織による公民館運営を開始しております。現在、3期15年目となっており、今年度をもちまして、第3期、5年間の指定期間の満了となります。

今回は前回と同様、非公募でまちづくり推進協議会を指定するものでございます。

非公募とした理由につきましては、稲津公民館と同様、非公募の基準に該当するためです。

日吉公民館では、子どもからお年寄りまで気軽に集え、地域から愛される感動と喜びのある公民館を目指して活動しています。

日吉公民館においても、職員の創意工夫により、コロナ禍で中断、停滞した各活動の再開、復活に日々取り組んでいます。

日吉ならではの農業関連講座等に力を入れ、インスタグラム開設により、情報発信を強化しながら、公民館の利用促進を図っています。

稲津公民館と同様、地域に根差した公民館として機能している点、地域で一体感を持って多くの事業を実施している点を高く評価しているところであり、引き続き、まちづくり組織と共に、地域づくり、人づくりを行っていく必要があると考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

一つ教えていただきたいんですけど、稲津も日吉も同じなんですけど、今回、非公募ということ

で、地域住民さんがやられるので非公募ということですが、公募の場合だと、選定するときにあたって、審査結果表みたいなのが公開されているんですけど、非公募になると、こういったものは審査はなされないのか。なされているけど、公表されてないのか。ちょっとこの辺を教えてください。

○副委員長（渡邊康弘君）

社会教育課長 奥谷ひとみ君。

○社会教育課長（奥谷ひとみ君）

非公募決定することに関しましては、庁議の場で非公募の理由をご説明して、そこで決定をさせていただきます。

審査の結果とかそういうものは特にございませんので、公表はされていないところです。

○副委員長（渡邊康弘君）

7番 棚町 潤君。

○7番（棚町 潤君）

ここで聞くのがいいのか分らないんですけど、非公募のところについては、基本的に審査はなされていないという考え方でよろしいですか。庁議での審査だけということですね。

○副委員長（渡邊康弘君）

社会教育課長 奥谷ひとみ君。

○社会教育課長（奥谷ひとみ君）

公募の場合ですと、選定委員会を組織して、そちらで審査ということになりますので、いろいろ公表ということもありますけれども、庁議の場で選定委員会を開いてということではないので、特に公表もされていない。

○7番（棚町 潤君）

庁議での会議で。

○社会教育課長（奥谷ひとみ君）

庁議での審査を、協議をいただいているというところです。

○副委員長（渡邊康弘君）

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○副委員長（渡邊康弘君）

これより、本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第102号 指定管理者の指定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第102号は、原案のとおり可決されました。

○副委員長（渡邊康弘君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたします。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任をお願いします。

これをもちまして、令和5年第8回総務民生文教委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午前10時45分 閉会